





平成25年第4回箕面市議会定例会議案  
(追加第1号)

第125号議案	箕面市ホームヘルプサービス手数料条例改正の件	1
第126号議案	箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例 及び箕面市産汚物等取扱条例改正の件	3
第127号議案	箕面市道路占用料条例等改正の件	7
第128号議案	平成25年度箕面市一般会計補正予算(第9号)	13



第二百二十五号議案

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例改正の件

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条

例

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二五〇円」を「二五七円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「六五〇円」を「六六八円」に、「八五〇円」を「八七四円」に、「九五〇円」を「九七七円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行うホームヘルプサービスに係る手数料から適用し、同日前に行ったホームヘルプサービスに係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法(昭和六十三年法律第八号)等の改正に伴い、ホームヘルプサービスに係る手数料について消費税相当額を改定するため、本条例を改正するものである。

第二百二十六号議案

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例  
及び箕面市産汚物等取扱条例改正の件

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例及び箕面市産汚物等取扱条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例  
及び箕面市産汚物等取扱条例の一部を改正する条例

(箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、動物の死体及び特定家庭用機器を除く。）の部中

二〇リットル袋一枚につき	四〇円
三〇リットル袋一枚につき	六〇円
二〇リットル袋一枚につき	一〇〇円
三〇リットル袋一枚につき	一五〇円
処理券一枚につき	三〇〇円
容量一立方メートルまでごとに	二、四〇〇円
重量一〇キログラムまでごとに	四〇円
重量一〇キログラムまでごとに	一八〇円

を

二〇リットル袋一〇枚につき	四一円
三〇リットル袋一〇枚につき	六一七円
二〇リットル袋五枚につき	五一四円
三〇リットル袋五枚につき	七七一元
処理券一枚につき	三〇八円
容量一立方メートルまでごとに	二、四七〇円
重量一〇キログラムまでごとに	三八円一〇銭
重量一〇キログラムまでごとに	一九〇円

に改め、同表し尿の部中「六六二円」を「六八〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三七〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、七四〇円」に改め、同表浄化槽汚泥の部中「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同表動物の死体の部中「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に改め、同表特定家庭用機器の部中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇九〇円」に改め、同表備考第一号を次のように改める。

一 この表の額は、一般廃棄物のうち環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額を除き、消費税法（昭和六十二年法律第八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額を含むものとする。

別表第一備考第五号を同表備考第六号とし、同表備考第四号中「六百六十二円」を「六百八十円」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第三号の次に次の一号を加える。

四 一般廃棄物のうち環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額は、徴収するごとにその取扱区分の定めるところにより算定した額に、消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額を加算して得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

（箕面市産汚物等取扱条例の一部改正）

第二条 箕面市産汚物等取扱条例（昭和三十四年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。



第四条中「千円」を「千二十円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日前に行つた一般廃棄物の処分に係る手数料であつて、月を単位として徴収する場合における手数料の額については、なお従前の例による。

(箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち別表第一の改正規定中「四〇円」を「三八円一〇銭」に、「六〇円」を「五七円一四銭」に改める。

##### (提案理由)

消費税法等の改正に伴い、手数料について消費税相当額を改定するため、本条例を改正するものである。



第二百二十七号議案

箕面市道路占用料条例等改正の件

箕面市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(箕面市道路占用料条例の一部改正)

第一条 箕面市道路占用料条例(昭和六十年箕面市条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

7 占用の期間が1月未満であるものについての占用料の額は、この表により計算した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額を加算して得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(箕面市都市公園条例の一部改正)

第二条 箕面市都市公園条例(昭和五十年箕面市条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「当該使用」を「当該許可」に改める。

第十九条第一項第二号中「附した」を「付した」に改める。

別表第一備考二中「使用」を「許可」に改め、同表備考に次のように加える。

3 許可の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)

の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額（以下これを「消費税相当額」という。）を加算して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第二備考に次のように加える。

5 占用の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第三の備考を備考一とし、同表備考に次のように加える。

2 許可の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の一部改正）

第三条 箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和六十年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「引き取り」を「引取り」に改める。

第十三条第一項第一号中「六千円」を「六千八百円」に改め、同項第二号中「三千円」を「三千八十円」に改める。

（箕面市準用河川の占用に関する条例の一部改正）

第四条 箕面市準用河川の占用に関する条例（平成十二年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改める。

第六条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第七条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第四号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改める。

別表備考に次のように加える。

五 占用の期間が一月未満であるものについての土地占用料の額は、この表により計算した額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（箕面市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

第五条 箕面市法定外公共物の管理に関する条例（平成十六年箕面市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

9 許可の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一部改正）

第六条 箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例（平成二十一年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項の表一の項中「九三、二〇〇円」を「九五、八〇〇円」に、「一二三、〇〇〇円」を「一二六、五〇〇円」に改め、同表二の項中に「一〇五、二〇〇円」を「一〇八、二〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五一、二〇〇円」に改め、同表三の項中「一一七、二〇〇円」を「一二〇、六〇〇円」に、「一七一、〇〇〇円」を「一七五、九〇〇円」に改め、同表四の項中「一二九、二〇〇円」を「一三二、九〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「二〇〇、六〇〇円」に改め、同表五の項中「二四六、六〇〇円」を「二五〇、八〇〇円」に、「二三三、〇〇〇円」を「二

三九、七〇〇円」に改め、同表六の項中「一八四、八〇〇円」を「一九〇、一〇〇円」に、「三〇九、五〇〇円」を「三一八、三〇〇円」に改め、同表七の項中「三一二、五〇〇円」を「三二一、五〇〇円」に、「五六八、四〇〇円」を「五八四、七〇〇円」に改める。

(箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部改正)

第七条 箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例(平成二十四年箕面市条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表一の項中「九三、二〇〇円」を「九五、八〇〇円」に、「一二三、〇〇〇円」を「一二六、五〇〇円」に改め、同表二の項中「一〇五、二〇〇円」を「一〇八、二〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五一、二〇〇円」に改め、同表三の項中「一一七、二〇〇円」を「一二〇、六〇〇円」に、「一七一、〇〇〇円」を「一七五、九〇〇円」に改め、同表四の項中「一二九、二〇〇円」を「一三二、九〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「二〇〇、六〇〇円」に改め、同表五の項中「一四六、六〇〇円」を「一五〇、八〇〇円」に、「二三三、〇〇〇円」を「二三九、七〇〇円」に改め、同表六の項中「一八四、八〇〇円」を「一九〇、一〇〇円」に、「三〇九、五〇〇円」を「三一八、三〇〇円」に改め、同表七の項中「三一二、五〇〇円」を「三二一、五〇〇円」に、「五六八、四〇〇円」を「五八四、七〇〇円」に改める。

(箕面市下水道条例の一部改正)

第八条 箕面市下水道条例(昭和四十四年箕面市条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考に次のように加える。

五 占用の期間が一月未満であるものについての占用料の額は、この表により計算した額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 次に掲げる規定は、この条例の施行の日以後に占用又は許可の期間が開始するもの（当該占用又は許可の期間が一月未満のものに限る。）に係る占用料、使用料等について適用し、同日前に占用又は許可の期間が開始するものに係る占用料、使用料等については、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の箕面市道路占用料条例別表の規定

二 第二条の規定による改正後の箕面市都市公園条例別表第一、別表第

二及び別表第三の規定

三 第四条の規定による改正後の箕面市準用河川の占用に関する条例別表の規定

四 第五条の規定による改正後の箕面市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定

五 第八条の規定による改正後の箕面市下水道条例別表第二の規定

(提案理由)

消費税法等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第128号議案

平成25年度箕面市一般会計補正予算(第9号)

平成25年度箕面市一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成25年11月29日提出

箕面市長 倉田哲郎

第 1 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新放課後モデル事業			平成25年度から平成27年度	89,216千円

平成 2 5 年度  
(2013年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 9 号) 説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支出額	
			期 間	金 額 千円
新放課後モデル事業	補正前			
	補 正	89,216		
	補正後	89,216		

ものについての前年度末までの支出額  
関する調書

当該年度以降 の支出予定額	左の財源内訳				
	特 定 財 源	一般財源			
期 間	金 額 千円	国府支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成25年度 (2013年度) か ら 平成27年度 (2015年度)	89,216	15,332		12,308	61,576
平成25年度 (2013年度) か ら 平成27年度 (2015年度)	89,216	15,332		12,308	61,576

